



平成 29 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 日 本 伸 銅 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 原 田 孝 之  
(コード番号 5753 東証 2 部)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 統 括 部 長 木 本 道 隆  
(Tel 072-229-0346)

### 当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の非更新（廃止）について

当社は、平成 18 年 1 月 16 日開催の取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「本対応方針」といいます。）を導入し、毎期、株主総会後の取締役会において同対応策を更新しておりました。

本対応方針の有効期限は平成 29 年 7 月 31 日までであることから、当社は、本対応方針の継続の可否について慎重に検討してまいりました。その結果、本日開催の当社取締役会において、本対応方針は更新せず、廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

当社は、当社の企業価値ひいては、株主共同の利益を確保・向上させることを目的とし、「会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本対応方針を導入し、これまで継続してまいりました。

しかしながら、金融商品取引法による大量取得に関する規制が浸透し、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保する本対応方針の導入目的も一定程度担保されるようになったこと、および、コーポレートガバナンス・コードの浸透等、買収防衛策をめぐる近時の外部環境が本対応方針導入時とは変化したことなどから、本対応方針の必要性が相対的に低下したものと判断し、本日開催の取締役会において対応方針の非更新（廃止）を決議いたしました。

なお、当社は、本対応方針の有効期限経過後も当社株式の大量買付行為が行われた場合には、買付者等に対して必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見の開示など適時・適切な情報開示を行い、株主の皆様の検討のための時間と情報確保に努める等、法令及び定款の範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以上